

さくらぎの里短期入所生活介護事業所 利用料金表（2割負担）

令和6年6月1日～

負担段階 4段階	区分	基本料金	看護体制加算（Ⅰ）	看護体制加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算（Ⅱ）	サービス提供体制強化加算	機能訓練体制加算	食事負担	居住費	1日の利用料
	要支援	1	1,058 円				36 円	24 円	1,445 円	3,000 円
2		1,298 円				36 円	24 円	1,445 円	3,000 円	5,803 円
要介護	1	1,408 円	8 円	16 円	36 円	36 円	24 円	1,445 円	3,000 円	5,973 円
	2	1,544 円	8 円	16 円	36 円	36 円	24 円	1,445 円	3,000 円	6,109 円
	3	1,694 円	8 円	16 円	36 円	36 円	24 円	1,445 円	3,000 円	6,259 円
	4	1,836 円	8 円	16 円	36 円	36 円	24 円	1,445 円	3,000 円	6,401 円
	5	1,974 円	8 円	16 円	36 円	36 円	24 円	1,445 円	3,000 円	6,539 円

さくらぎの里短期入所生活介護事業所 利用料金表（3割負担）

令和6年6月1日～

負担段階 4段階	区分	基本料金	看護体制加算（Ⅰ）	看護体制加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算（Ⅱ）	サービス提供体制強化加算	機能訓練体制加算	食事負担	居住費	1日の利用料
	要支援	1	1,587 円				54 円	36 円	1,445 円	3,000 円
2		1,947 円				54 円	36 円	1,445 円	3,000 円	6,482 円
要介護	1	2,112 円	12 円	24 円	54 円	54 円	36 円	1,445 円	3,000 円	6,737 円
	2	2,316 円	12 円	24 円	54 円	54 円	36 円	1,445 円	3,000 円	6,941 円
	3	2,541 円	12 円	24 円	54 円	54 円	36 円	1,445 円	3,000 円	7,166 円
	4	2,754 円	12 円	24 円	54 円	54 円	36 円	1,445 円	3,000 円	7,379 円
	5	2,961 円	12 円	24 円	54 円	54 円	36 円	1,445 円	3,000 円	7,586 円

特別養護老人ホーム さくらぎの里 利用料金表

区分	基本料金 1割負担	基本料金 2割負担	基本料金 3割負担	
要介護	1	670 円	1,340 円	2,010 円
	2	740 円	1,480 円	2,220 円
	3	815 円	1,630 円	2,445 円
	4	886 円	1,772 円	2,658 円
	5	955 円	1,910 円	2,865 円

各種加算料金表 (加算料金に負担割合を乗じた額が料金となります)

加算名称	算定要件	加算料金
長期利用者に対する減算	連続して30日を越えて利用している場合1日につき30円が減算されます。	30円/日
長期利用の適正化 (要支援1)	連続して30日を越えて同一の介護予防短期入所生活介護事業所に入所している利用者の介護予防短期入所生活介護費について介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の100分の75に相当する単位数を算定する。	503円/日
長期利用の適正化 (要支援2)	連続して30日を越えて同一の介護予防短期入所生活介護事業所に入所している利用者介護予防短期入所生活介護費について介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の100分の93に相当する単位数を算定する。	623円/日
長期利用の適正化 (要介護)	連続して60日を越えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している利用者長期利用について、介護福祉施設サービス費の単位数と同単位数を算定する。	特養の料金表参照
医療連携強化加算	看護職員による定期的な巡視を行い、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行なっていること。緊急時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ている場合。	58円/日
個別機能訓練加算	機能訓練指導員等が利用者宅を訪問した上で計画を作成し、その後3か月ごとに1回以上利用者宅を訪問した上で、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し見直しを行なっている場合。	56円/日
療養食加算	医師の発行する食事箋に基づいて各種療養食(糖尿病、腎臓食など)提供する場合。	1食 6円
送迎加算	自宅までの送迎を実施した場合。	184円/片道
短期生活認知症緊急対応加算	医師が、緊急に介護福祉施設サービスを行う必要があると判断したものに対して、介護福祉施設サービスを行った場合。(入所した日から起算して7日を限度。)	200円
緊急短期入所受入加算	介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により、介護を受けることができないものであること。 居宅サービス計画において当該に利用することが計画されていないこと。 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の利用を認めていること。 緊急利用のために確保した利用定員の100分5に相当する空床(緊急用空床)以外の利用ができない場合であって、緊急用空床を利用すること。 緊急短期入所受入加算は利用を開始した日から起算して原則7日(やむを得ない事情がある場合14日)を限度。	100円/月
在宅中重度受入加算	居宅において訪問看護の提供を受けていた利用者が短期入所生活介護を利用する場合、当該利用者が利用していた訪問看護事業所から派遣された看護職員によって健康上の管理を行わせた場合。	413円/日
サービス提供体制強化加算	職員の介護福祉士の有資格者の割合や勤続年数から、質の高いサービスを提供する職員を配置している場合。 ①介護福祉士80%以上か勤続10年以上の介護福祉士35%以上(Ⅰ) ②介護福祉士60%以上(Ⅱ) ③介護福祉士50%以上か常勤職員が75%以上か勤続7年以上の者が30%以上の配置している場合(Ⅲ)	①22円/日 ②18円/日 ③6円/日
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータのオンラインでの提出を行うこと。	10円/月
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ・職員間の適切な役割分担(介護助手の活用等)の取組等を行っていること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータのオンラインでの提出を行うこと。	100円/月
介護職員等処遇改善加算	・一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。 ・新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の2分の1以上を月額賃金の改善に充てる。 ※それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その3分の2以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。	(Ⅰ) 14.0% (Ⅱ) 13.6% (Ⅲ) 11.3% (Ⅳ) 9.0%

☆介護保険外各種サービス利用に伴う料金

理容サービス	実費
電化製品持込み料	1日につき30円
レクリエーション費用など	要した費用の実費 (例)お茶会 和菓子代500円
複写物の交付	1枚につき 10円
病院等への送迎(協力病院以外)	1キロ30円×走行距離(往復距離) への送迎
事業実施地域外の送迎	実施区域をこえた路程(往復) 1キロ30円を乗じた金額。